

令和3年8月3日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長 様
各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人北海道スポーツ協会
北海道スポーツ少年団
本部長 生島典明
(職 印 省 略)

「まん延防止等重点措置」を踏まえたスポーツ少年団活動について (依頼)

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度、北海道は国より「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされ、8月2日(月)から8月31日(火)までの期間で、札幌市においてまん延を防止するための必要な措置を実施する旨決定されました。それに伴い、別添のとおり北海道教育庁及び北海道環境生活部から、改めて感染症対策の一層の徹底について、それぞれ通知がありましたのでお知らせするとともに、以下の事項について、貴管下関係団体等へご周知いただきますようお願い致します。

記

1. 札幌市の少年団活動は当該期間におきましては、部活動の取扱いにあわせて、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底して実施することとし、これによりがたい場合は休止を検討いただくようお願い致します。この他、健康状態の多重チェックを行うとともに、競技別のガイドラインに基づかない対外試合等の自粛依頼があります。
また、大会等への参加に向けた練習については感染症対策を徹底するとともに、必要性について慎重に判断願います。
2. 札幌市以外の少年団活動につきましても、感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、活動にあたっては競技別の感染症対策に十分留意していただくことをお願い致します。
3. 同封書類
 - (1) 「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について
(北海道教育庁学校教育局)
 - (2) 大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について (北海道教育庁学校教育局)
 - (3) 「北海道におけるまん延防止等重点措置」の実施を踏まえた感染症対策の徹底について
(北海道環境生活部)

公益財団法人北海道スポーツ協会

生涯スポーツ課 担当：小杉

TEL：(011) 820-1706 FAX：(011) 833-0705

E-mail：h-kosugi@hokkaido-sports.or.jp



教 健 体 第 4 5 7 号
令和3年(2021年)7月31日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、夏季休業中においても学校と家庭がが丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

この度、国により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として北海道が指定され、道は札幌市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。このことに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

については、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、「長期休業期間中の新型コロナウイルス感染症対策について」(令和3年7月9日付け教健体第399号)及び「小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年7月13日付け教健体第405号)に基づき、より一層家庭と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

また、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

なお、次の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

記

- 1 児童生徒及び同居家族の健康観察の結果を適宜把握するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等が見られる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、日常から児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 2 児童生徒が濃厚接触者となった場合の対応手順について、校内で共通理解を図るとともに、児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 3 昼食時や体育、部活動等の更衣時など、児童生徒がマスクを外す場面では、身体的距離を取り、会話をしないよう指導を徹底すること。
- 4 学校の感染症対策について、長期休業明けに向けて、改めて電子メールや学校だより等により情報発信に努め、家庭の協力を得ること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について

(2021. 08. 02改訂)

令和3年7月31日

北海道教育庁

1 部活動の基本的な考え方

活動を厳選し感染症対策を徹底した上で練習等を行うこと。これによりがたい場合は、休止すること。なお、厳選した練習とは、例えば感染症対策に配慮した活動時間や参加人数の削減、活動内容の工夫等を示す。

石狩管内の道立学校の部活動については、合宿など泊を伴う活動や他管内における対外試合等は自粛するとともに、各団体のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛すること。

石狩管内以外の道立学校及び札幌市以外の小・中学校の部活動については、札幌市内（道立学校は石狩管内）における合宿など泊を伴う活動や対外試合等は自粛するとともに、各団体のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛すること。

2 大会等参加前

(1) 全道大会及び全国大会等への参加や他管内での泊を伴う活動及び対外試合（以下「大会等」という。）については、校長は大会等に参加する日から起算して5～7日前に学校保健委員会を開催し、大会等参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近2週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある選手及びその家族に対し、医療機関の受診（→PCR検査等）を促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと。）。また、新型コロナウイルス感染症が学校の所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して2週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を全道大会等参加の2日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。

(3) 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。

(4) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

(5) 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。

- (6) 大会等参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。
- (7) 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。
- (8) 全道大会等出場に係る壮行会や報告会、応援活動はオンラインや校内放送等を活用することとし、校外外を問わず集合する行事は行わないこと。

3 大会等期間中

- (1) 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
- (2) 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
- (3) 熱中症に留意しながら、支障のない限りマスクを着用すること。
- (4) 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときには必ずマスクを着用すること。
- (5) 更衣室では、会話を控えるとともに、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
- (6) 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
- (7) 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
- (8) 試合の場面以外では、マスクを着用し、他校の生徒との接触を控えること。
- (9) 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

4 大会等終了後

- (1) 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は3日間程度休養したり、医療機関や民間検査機関等のPCR検査を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。
引率者等の教職員は、帰着後3日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第2条第6号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。
- (2) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。



スポーツ第419号
令和3年(2021年)8月2日

公益財団法人 北海道スポーツ協会 会長 様

北海道環境生活部長

「北海道におけるまん延防止等重点措置」の実施を踏まえた感染症対策の
徹底について（依頼）

日頃より本道のスポーツ行政の推進につきまして、多大なご理解・ご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、国では、北海道について、8月2日（月）から同月31日（火）まで、札幌市内を措
置区域とした「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として指定し、道では、この間
の取扱いとして、別添のとおり「北海道におけるまん延防止等重点措置」を決定したとこ
ろです。

この中で特に部活動に関して、活動を厳選（時間、人数、場所等）して、感染防止対策
を徹底して実施することとし、これによりがたい場合は休止が要請され、このほか、健康
状態の多重チェックの実施や、各競技団体等のガイドラインに基づかない対外試合等の自
粛が要請されているところです。

つきましては、この趣旨を踏まえ、あらためて新型コロナウイルス感染症対策の徹底に
ついて、関係団体等への周知のご協力をお願いします。

スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係 担 当 黒田 電 話 011-204-5209 E-mail kuroda.katsumi@pref.hokkaido.lg.jp
--